

1. 条例制定の背景

- (1) 平成 24 年 7 月、国の再生可能エネルギー推進施策としての固定価格買い取り制度開始により、国内で太陽光発電を中心に設置の普及が進んでいます。
- (2) 一方で、建築基準法の適用を受けない太陽光発電施設等については、景観・眺望の阻害、土地の形質変更に伴う土砂流出や濁水の発生など防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足による地域住民との関係悪化、動植物の生息・生育環境の悪化などが全国的な問題となっています。
- (3) 本町においても、再生可能エネルギーが地域との共生のなかで安全で安心な生活環境を確保しながら自然環境との調和を図り、推進できるルール作りが求められています。
- (4) こうしたことから、再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることで、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図り、地域住民の安全な生活と本町の自然環境を保全することを目的に条例制定をしようとするものです。

2. 条例の骨子（案）

(1) 目的〔第 1 条〕

この条例は、再生可能エネルギー施設の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図り、もって町民の安全で安心な生活環境の確保並びに自然環境の保全との調和を図ることを目的としています。

(2) 基本理念〔第 2 条〕

再生可能エネルギー発電事業を促進するにあたり、町の基本姿勢を示します。

住民その他地域の関係者の理解や地域の活力向上など地域への貢献が重要であること、住民の生活環境や自然環境等に影響を与える事業は望ましくないことを規定しております。

(3) 定義、対象となる施設〔第 3 条〕

太陽光：事業用の発電出力が 10kw 以上の太陽光発電施設について適用します。

風 力：風力発電施設の高さが 15m を超えるものについて適用します。

事業区域：再生可能エネルギー発電事業用に供する土地の区域とします。

周辺関係者：太陽光発電事業は事業区域の境界から 100メートル以内、風力発電事業は事業区域の境界から 500メートル以内の区域に居住する者若しくは、土地又は建物を所有する者及び、使用する者とします。

(4) 責務〔第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条〕

斜里町：本条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を行います。

事業者：本条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保つこととします。また、再生可能エネルギー発電施設の設置に加え、事業開始後も適切に管理にすることとします。

土地所有者等：自然環境や景観への影響、災害もしくは生活環境への被害等が発生しないよう適正に管理することとします。

町 民：本条例の目的、基本理念で定めた内容への理解と協力を求めていくこととします。

(5) 再生可能エネルギー発電施設の設置を禁止する区域 [第8条、第9条]

災害の防止、良好な自然環境、住環境等の保全のため、次の区域で再生可能エネルギー発電事業を行うことを禁止します。

- ①急傾斜地崩壊危険区域
- ②土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- ③保安林区域
- ④砂防指定地
- ⑤国立公園及び国定公園
- ⑥その他、特に必要と認められるものを規則で定めます。

(6) 周辺関係者への説明の義務付け [第10条]

施設の設置前に周辺関係者への説明会等の開催を義務付けます。また、事業者は、周辺関係者の理解が得られるよう努めなければなりません。

(7) 届出等の手続きの流れ [第11条、第12条、第13条]

条例の適用を受ける再生可能エネルギー発電事業は、着手する60日前までに必要書類を揃えて届出すること。設置が完了した際の工事完了の届出、事業を廃止しようとするときは30日前、施設の撤去及び処分が完了したときは30日以内に解体、撤去等行い廃止届出を提出することとします。 ※参考 手続きの流れ P4

(8) 維持管理 [第14条]

事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業を実施している期間中、常に施設及び事業区域内を良好な状態となるよう維持管理を適切に行うこととします。

(9) 報告又は資料の提出及び立入調査等 [第15条、第16条]

事業者の適正な再生可能エネルギー発電事業の実施を図るため、本条例の施行に必要があると認めるときは、町に、報告又は資料提出を要求する権利、立入調査の権利を付与しております。

(10) 指導、助言及び勧告〔第17条〕

町は、行政指導等が必要と判断される状況を考慮し、事業者及び土地所有者等に対し、指導、助言を行うことができること。虚偽の手続きや維持管理の怠り、区域外へ被害を与える恐れのある時など、勧告を行うことができることとします。

(11) 公表〔第18条〕

公表は事業者に不利益を与える恐れがあるため、公表を行うにあたっては、事業者が町に、事前に意見を述べる機会を設けたうえで、事業者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、氏名及び住所並びに勧告の内容を公表することができることとします。

(12) 委任〔第19条〕

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

(13) 施行期日等

本条例は、令和4年4月1日から施行することを予定します。

(14) 経過措置

①条例施行日以後に設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用することとします。

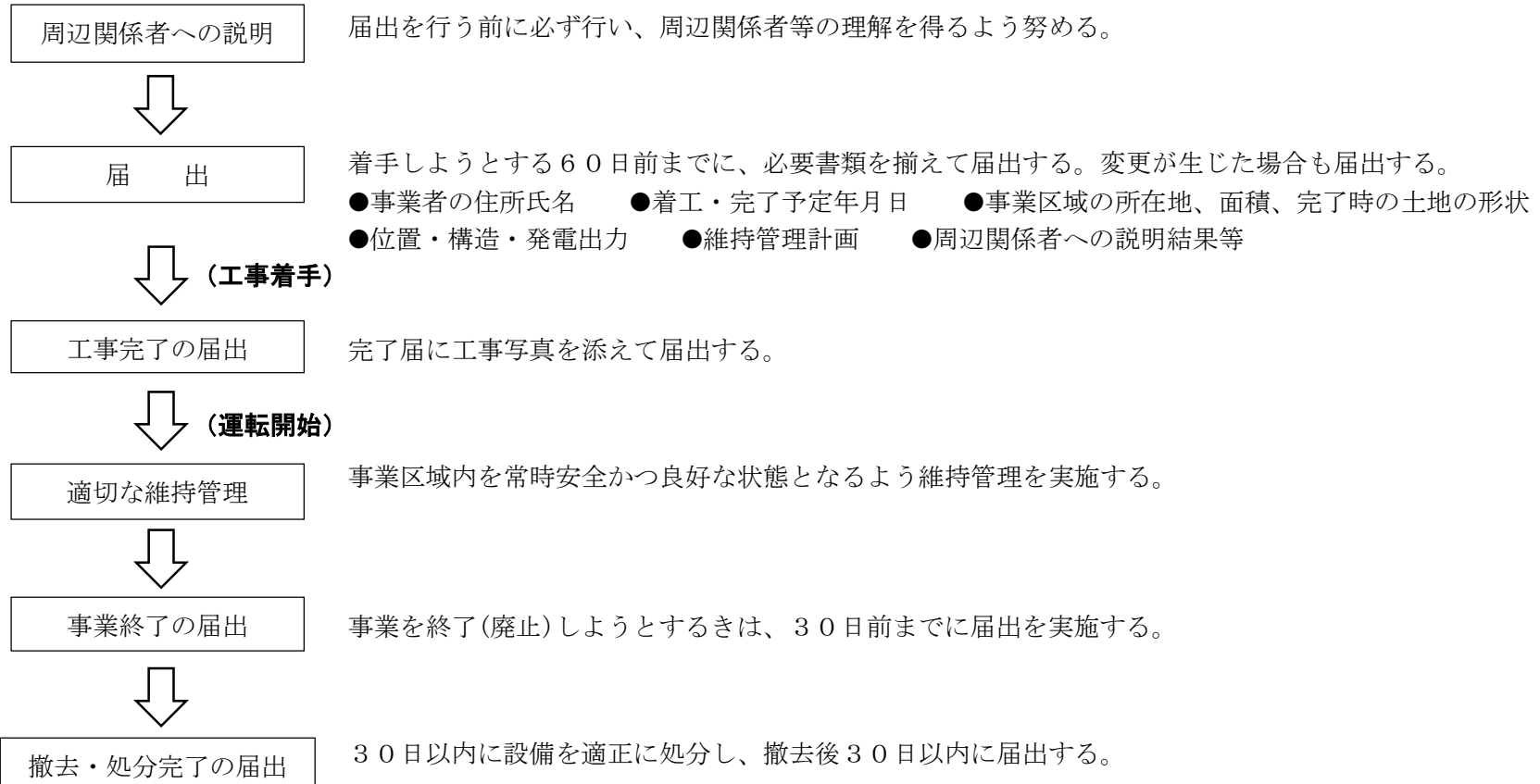
②ただし「廃止の届出、維持管理、報告の提出、立入調査等、指導、助言及び勧告、公表」については、再生可能エネルギー発電施設の設置、設置工事に着手した時期にかかわらず、太陽光発電施設については、事業用の発電出力が10kw以上の発電施設、風力発電施設については高さが15mを超える発電施設については、本条例を適用することとします。

③また、以前から設置、若しくは着手している発電施設の増設若しくは更新により、太陽光発電施設については、事業用の発電出力が10kw以上の発電施設、風力発電施設については高さが15mを超える発電施設についても、本条例を適用することとします。

④本条例の届出に係る手続きについては、条例施行前においても手続きできることとします。

※手続きの流れ

再生可能エネルギー発電施設を設置する場合は、次の手続きが義務付けられます。



※町長が必要に応じて行う措置

